

ASBJ、改正企業会計基準第27号「法人税等に関する会計基準」等を公表

Point
1

「改正法人税等会計基準」の適用対象税金を定義

2026年7月7日に公表された、法人税等に関する会計基準（改正法人税等会計基準）では、主に取り扱う税金について原則的な定めを置き、「課税対象利益（課税当局の定めに従って算定された特定の事業年度の利益であり、当該利益を対象として税金が課されるもの）を基礎とする税金」とすることとされました。これは、従前は個別の税金の創設の都度、会計基準の改正が求められてきたことに対応するものです。

Point
2

会計処理と開示の取扱い

改正法人税等会計基準では、課税対象利益を基礎とする税金をいわゆる「法人税等」として取り扱い、課税対象利益を基礎とする税金に該当しない、例えば住民税（均等割）や事業税（付加価値割）は別の取扱いとなります。また、受取利息及び受取配当金等に課される源泉所得税等および親会社及び国内子会社が外国の法令に従い納付する税金で課税対象利益を基礎とする税金に該当しないものの取扱いも明確化されています。



ここに注目！

改正法人税等会計基準では従前の取扱いがおおむね踏襲されている一方、住民税（均等割）について損益計算書の法人税等を含めず、その内容に応じた適切な表示区分に表示することとしています。従来、住民税（均等割）を法人税等を含めて処理していた企業は、各段階利益に影響が生じる可能性があります。

Point
3

関連する会計基準等の見直しと補足文書

改正法人税等会計基準で「課税対象利益を基礎とする税金」という原則的な定めが置かれたことに伴い、語句修正や法定実効税率の記述を原則的な定めを用いた形式へと見直す等、税効果会計に係る会計基準その他関連する基準も併せて改正されました。また、実務への配慮として、個別の税金ごとの具体的な取扱いを示した補足文書も公表されています。

Point
4

適用時期および経過措置

改正法人税等会計基準等は、2028年4月1日以後開始連結会計年度および事業年度期首から適用されます（早期適用も可能）。また、住民税（均等割）に関して、適用初年度の比較情報についての組替えは不要とされています。なお、改正法人税等会計基準等の適用により実務対応報告第48号「防衛特別法人税の会計処理および開示に関する当面の取扱い」は適用終了となります。